

第1章 計画策定にあたって

第1節 障がい者計画の策定にあたって

1 国連、国、府、市の動き

これまで国連においては、昭和56年（1981年）の「国際障害者年」を機に、「完全参加と平等」を目標に掲げ、その実現をめざし、昭和57年（1982年）には、「障害者に関する世界行動計画」を定め、昭和58年（1983年）からは「国連障害者の十年」の活動が展開されました。

これを受け、わが国では、昭和58年（1983年）に「障害者対策に関する長期計画」が策定され、「ノーマライゼーション」の理念を踏まえた障がい者施策を積極的に推進することとなり、その後、平成5年（1993年）には、「障害者対策に関する新長期計画」が策定されました。

そして、すべての障がいのある人が、社会を構成する一員として、あらゆる分野の活動に参加することを示した「障害者基本法」を平成5年（1993年）に制定し、保健・医療の対象であった精神障がいのある人を福祉の対象として明確に位置づけました。

その第9条に基づき、平成15年（2003年）から平成24年（2012年）までの10年を期間と定めた「障害者基本計画」が策定され、それに基づく「重点施策実施5か年計画」が策定されています。

さらに平成16年（2004年）には、障害者基本法の一部を改正し、基本的理念に障がいを理由とする差別等の禁止が明記されました。障害者基本計画の策定についても、都道府県・市町村は努力義務であったものが、義務付けられるとともに、障がいのある人の自立と社会参加を促進し、障がいのある人を取り巻く課題についての国民の理解と認識を、より一層、高めるための取組期間として「障害者週間（12月3日～9日）」が規定されました。

大阪府では、昭和58年（1983年）から「障害者対策に関する大阪府長期計画」を策定して以降、計画的に施策が推進され、平成15年（2003年）3月に「人が人間（ひと）として普通に暮らせる自立支援社会づくり」を基本理念に掲げ「第3次大阪府障がい者計画」を策定し、平成21年（2009年）3月に「第3次大阪府障がい者計画（後期計画）」を策定しています。

本市においても、障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現に向け、平成8年度（1996年度）から平成17年度（2005年度）までの10年を計画期間とした「第1期吹田市障害者計画」を策定し、その後、平成18年度（2006年度）から平成22年度（2010年度）までの5年間の「第2期吹田市障害者計画」を策定しました。

これまでの取組と課題を整理し、引き続き計画的な施策の推進を図るため「第3期吹田市障がい者計画」を策定しました。

第2節 障がい者制度改革の概要

1 「障害者の権利に関する条約」の内容と国の動き

わが国の障がい者施策は、これまでに関連する法制度が順次整備されてきましたが、平成18年（2006年）12月に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」について、平成19年（2007年）9月に署名を行い、条約の締結に向け、国民が相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目的に、国内法制の整備などの制度改革が進められています。

この障害者の権利に関する条約は、障がいのある人の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的かつ総合的な国際条約であり、すべての障がいのある人によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること、並びに障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的に「合理的配慮」や「障害を理由とする差別」などの定義が明記されています。

「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」とされています。（第2条）

また、「障害を理由とする差別」とは、「障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む」と定義されています。（第2条）

このため、障害を理由とした差別の禁止は、合理的配慮とも密接に関連しており、障害者の権利に関する条約に規定された大きな柱です。

障がいのあるないにかかわらず、相互の個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現に向け、平成21年（2009年）12月に、障害者の権利に関する条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする制度の集中的な改革を行い、関係機関との連携や施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、国において「障がい者制度改革推進本部」が設置され、障害者基本法の抜本改正、「障害者差別禁止法（仮称）」の制定、「障害者総合福祉法（仮称）」の制定に向け審議が行われています。

2 「障害者自立支援法」の動向

制度面では、平成15年（2003年）に障がい福祉施策の根幹を支えてきた「措置制度」から「支援費制度」に移行しましたが、障がいのある人のニーズの多様化や国の財政負担の増加などにより、平成18年（2006年）には、「障害者自立支援法」が施行され、障がい施策の一元化や安定的な財源の確保、支給決定の透明化、明確化、事業体系の再編などの見直しが行われましたが、「応益負担（定率負担）」制度の導入など、当初からさまざまな課題を抱えていました。

そのため、全国14地裁で71名の原告が提訴した障害者自立支援法違憲訴訟は、平成22年（2010年）1月7日に原告と国の間で和解のための「基本合意文書」が結ばれ、その中では、「速やかに応益負担制度を廃止し、遅くとも平成25年（2013年）8月までに障害者自立支援法を廃止し新たな総合的な福祉法制を実施する。そこにおいては、障害福祉施策の充実は、憲法等に基づく障害者の基本的人権の行使を支援するものであることを基本とする。」とされており、国において施策の抜本的な見直しなどが検討されることとなりました。

そして、障がい者制度改革推進本部等におけるこれまでの検討を踏まえ、障がい福祉施策を見直すまでの間、障がいのある人の地域生活を支援するため、障害者自立支援法などの関係法律が平成22年（2010年）12月に一部改正されています。

第3節 計画の趣旨

本市では、障害者基本法第9条第3項に基づき、障がいのある人が地域社会を構成する一員として主体的に地域活動に参加し、自立した生活を送り、安心して暮らせる社会をめざして、平成8年度（1996年度）から平成17年度（2005年度）までの10年間の計画期間とした「第1期吹田市障害者計画」を策定し、後継計画として、平成18年度（2006年度）から平成22年度（2010年度）までの5年間の「第2期吹田市障害者計画」を策定しました。

この第2期吹田市障害者計画が平成22年度（2010年度）で期間が終了となることから、障がい者施策をめぐる環境が大きく変わる中で、これまでの取組を評価し、継続、発展させるものとして「住み慣れた地域で安心して暮らせる社会をめざして」を基本理念に、施策の基本的な方向性を示した「第3期吹田市障がい者計画」を策定しました。

第4節 計画の位置づけ

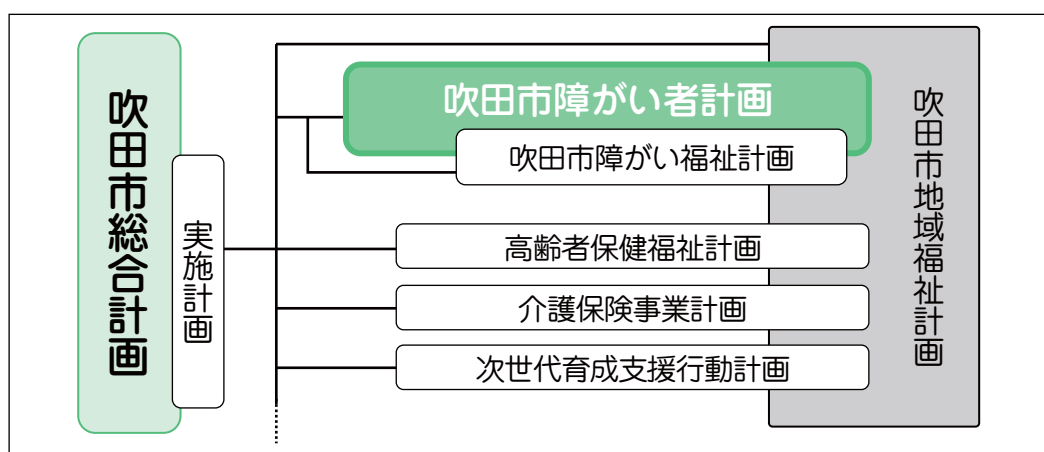
本計画は、障害者基本法第9条第3項に規定する「障害者のための施策に関する基本的な計画」である「市町村障害者計画」として策定しています。

また、吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例に基づいて策定し、施策を推進する計画です。

策定にあたっては、吹田市総合計画や他の個別計画と整合性を持たせたものです。

なお、障がい者計画の中の相談支援や生活支援などの障がい福祉サービスに関しては、障害者自立支援法第88条に基づき「障がい福祉計画」を別途策定しています。

■図 1-4-1 計画の位置づけ



第5節 計画の期間

本計画は、平成23年度（2011年度）を初年度とする5か年の計画として策定しています。
 なお、計画内容については、今後の社会情勢の変化や国における法制度の動向を踏まえ、柔軟に対応する計画とします。

◆平成23年度（2011年度）～平成27年度（2015年度）

■図 1-5-1 計画期間

